

目 次

第1章	総 則（第1条・第2条）
第2章	組織、職員及び教授会（第3条－第6条）
第3章	学年、学期及び休業日（第7条－第9条）
第4章	修業年限及び在学期間（第10条・第11条）
第5章	入 学（第12条－第17条）
第6章	教育課程及び履修方法等（第18条－第26条）
第7章	卒業及び学位の授与（第27条・第28条）
第8章	休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第29条－第35条）
第9章	賞 罰（第36条・第37条）
第10章	科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生（第38条－第42条）
第11章	奨学生（第43条）
第12章	入学金、授業料等及び検定料（第44条－第47条）
第13章	公開講座（第48条）
第14章	補 則（第49条・第50条）
附則	

第1章 総 則

（目 的）

第1条 佐久大学信州短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）並びに本学設立の精神に則り、人格を陶冶し、豊かな一般教養と精選された専門知識を教授し、社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的とする。

（自己点検及び自己評価）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織、職員及び教授会

（学科・学生定員）

第3条 本学に設置する学科及び学生定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
福祉学科	50人	100人

（図書館・機関）

第4条 本学に、図書館、佐久地域文化研究センターを置く。

2 図書館、佐久地域文化研究センターの管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（職 員）

第5条 本学に、次の職員を置く。

学 長
教 授
准 教 授
講 師
助 教
助 手
事務職員
技術職員
学 校 医
その他必要な職員

（教授会）

第6条 本学に、学科の重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、学長、教授、准教授、専任講師及び助教をもって組織する。

3 学長は教授会を招集し、その議長となり、学長が決定を行うに当たり、意見を聴くことが必要であると学長が定める次の教育研究に関する重要な事項を審議する。

（1）教育および研究に関する事項

（2）学科課程に関する事項

- (3) 学生の入学及び卒業等に関する事項
- (4) 学生の補導厚生に関する事項
- (5) その他学長が必要と認めた教育研究に関する事項
- 4 教授会に関し、その他の必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合、学期の期日を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

一 日 曜 日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 開学記念日 5月17日

四 春季休業

五 夏季休業

六 冬季休業

- 2 前項第4号、第5号及び第6号の期間は、教授会の議を経て学長が別に定める。
- 3 第1項に定めるもののほか、教授会の議を経て、学長が年間の授業日数に影響のない範囲内において臨時の休業日を定め、また必要に応じて休業日においても臨時に授業日を設けることができる。

第4章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第10条 修業年限は、2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長の許可を得て長期履修生として在学することができる。長期履修生に関して必要な事項は別に定める。

(在学期間)

第11条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第17条の規定により入学した学生は、同条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第5章 入 学

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第13条 入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの（昭和56年文部省告示第153号）

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）

六 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(入学の出願)

第14条 本学への入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第15条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第16条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、所定の入学金その他の諸費を納付しなければならない。

2 前項の入学手続を完了した者に、学長が入学を許可する。
(再入学)

第17条 本学に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により、入学を許可された者の、既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第6章 教育課程、履修方法等

(授業科目)

第18条 授業科目を分けて、教養科目及び専門科目とする。

2 授業科目の種類及びその単位数は、別表Ⅰのとおりとする。

(日本語科目および日本事情に関する科目)

第19条 第18条に規定するもののほかに、学則第41条に規定する外国人留学生のために、日本語科目および日本事情に関する科目を置く。

2 前項の授業科目ならびに単位は、別表Ⅱのとおりとする。

(履修の方法)

第20条 本学において開設する授業科目は、これを必修及び選択とし、履修方法は、学則に定めるもののほか必要に応じて別に定める。

(履修の届出)

第21条 学生は、当該年度において履修しようとする授業科目を所定の期日までに届け出なければならない。

2 前項による届け出をしない授業科目は、履修することができない。

(単位の計算方法)

第22条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

三 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。

ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められるときは、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(単位の授与)

第23条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。ただし、前条第2項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 授業科目の成績は、下記の評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とする。

S 100点から90点まで

A 89点から80点まで

B 79点から70点まで

C 69点から60点まで

D 59点以下

(他の短期大学又は大学等における授業科目の履修)

第24条 教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学（以下「他短期大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他短期大学等の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により修得した単位のうち、教養科目に限り、12単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第25条 教育上有益と認めるときは、教養科目に限り、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位は、前条第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて12単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第26条 教育上有益と認めるときは、学生が入学前に短期大学又は大学（外国における短期大学又は大学を含む。以下「外国の短期大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）のうち、教養科目に限り本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 入学前の既修得単位の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第7章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第27条 本学において2年以上在学し、必要な授業科目を履修し、次に掲げる単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

福祉学科	
教養科目	12単位以上
専門科目	64単位以上
合 計	76単位以上

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、介護福祉士の資格要件に関する事項は、別に定める。

(学位の授与)

第28条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第8章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第29条 疾病その他の理由により修学することができない者は、医師の診断書又は理由書を添えて学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

- 2 学長は、前項の願い出があったときは、教授会の議を経て許可するものとする。
- 3 休学期間は、原則として当該許可日から前学期又は学年の終期までとする。ただし、特別の事情がある場合は、延長することができる。
- 4 休学期間は通算して、2年を超えることはできない。

(休学期間の取扱い)

第30条 休学期間は、第10条の修業年限及び第11条の在学期間に算入しない。

- 2 休学期間中の授業料、教育充実費及び暖房費（以下「授業料等」という。）は徴収しない。ただし、休学期間の始期が学期の途中である場合は、全額徴収するものとする。

(復学)

第31条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

- 2 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。
- 3 学期の途中で復学した場合は、その期の授業料等を全額徴収するものとする。

(転学)

第32条 他の短期大学へ転学しようとするときは、所定の手続により願い出て、学長の許可を受けなければならない。

- 2 学長は、前項の願い出があったときは、教授会の議を経て許可するものとする。

(留学)

第33条 外国の短期大学等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の留学期間は、第11条の修業年限に算入することができる。
- 3 第24条の規定は、外国の短期大学等へ留学する場合に準用する。この場合において、修得したものとみなすことのできる単位については、教授会の議を経て、同条第2項及び第25条第2項の単位数と合わせて12単位を限度として卒業に必要な単位として認めることができる。

(退学)

第34条 退学しようとする者は、理由を付して所定の手続により願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 授業料等の納付期限を超過し、督促してもなお納付しない者
- 二 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- 三 第11条に定める在学期間を超えて、なお所定の課程を修了できない者
- 四 第29条第4項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

- 2 前項第1号により除籍された者は、除籍された日から3カ月以内に限り、授業料等を納付し除籍の取り消しを求めることができる。

第9章 賞 罰

(表彰)

第36条 学生として他の学生の模範となる者又は本学の榮譽を高揚した者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

- 2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第37条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒を行う。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて欠席が長期にわたる者
 - 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生
(科目等履修生)

第38条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者がある場合は、別に定めるところにより、教養科目に限り、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与する。

- 2 前項の単位の授与については、第23条の規定を準用する。
(聴講生)

第39条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、学科における教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。ただし、教養科目に限る。

(特別聴講学生)

第40条 他短期大学等（外国の短期大学等を含む。）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他短期大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。ただし、教養科目に限る。

(外国人留学生)

第41条 外国人で、我が国において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

(その他)

第42条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 奨学生
(奨学生)

第43条 学長は教授会の議を経て奨学生を決めることができる。

- 2 奨学生に関する必要な事項は別に定める。

第12章 入学金、授業料等及び検定料
(授業料等の額)

第44条 入学金、授業料等及び検定料の額は、下記のとおりとする。

一 入 学 金	200,000円
二 授 業 料	500,000円
三 教育充実費	480,000円
四 検 定 料	30,000円

- 2 前項に定めるもののうち、在学中に納入すべきものの金額が改訂された場合は、新たに定められた金額により納入しなければならない。また、実習費にかかわる費用は、別途徴収する。

(授業料等の徴収方法)

第45条 授業料等は、所定の期日までに納入しなければならない。

(既納の授業料等)

第46条 納付した入学金、授業料等及び検定料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返還する。

- 一 入学を許可されたとき納付した授業料等であって、別に定める日までに入学の辞退を申し出た場合における当該授業料等の相当額
- 二 前期分授業料等の徴収の際、後期分授業料等を併せて納付した者が、後期分授業料等の徴収時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料等の相当額
- 三 その他学長が前2号に相当する事情として認める場合

(科目等履修生等の授業料等)

第47条 科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生の授業料等は、別に定める。

第13章 公開講座
(公開講座)

第48条 本学は、大学教育の普及と社会人教育の充実に資するため、公開講座を設けることができる。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第14章 補 則

(細則等への委任)

第49条 この学則に定めるもののほか、本学の組織、管理及び運営の細目その他本学に関し必要な事項は、別に定める。

(学則の改正)

第50条 この学則の改正は、教授会の議を経て理事会において決定する。

附 則

附 則

1 この学則は、平成63年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

2 この学則第4条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は次のとおりとする。

年 度 学科・専攻	平成3年度		平成4年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
経営学科	200人	300人	200人	400人	100人	300人

附 則

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この学則施行の際に在学する学生への適用については、なお従前の例による。ただし、教授会の議により改正後の学則の規定を適用することとされたものについては、これによることができる。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この学則第3条に規定する学生定員は、平成17年度までの間は次のとおりとする。

年 度 学科・専攻	平成12年度～平成16年度		平成17年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
経営情報学科	200人	400人	100人	300人

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 この学則施行の際に平成13年3月31日までに在学する学生への第26条は、従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この学則第3条に規定する学生定員は、平成14年度については、次のとおりとする。

学 科	入学定員	総 定 員
経営情報学科	100人	300人
ライフマネジメント学科	70人	70人

附 則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 この学則施行の際に平成15年3月31日までに在学する学生への第27条は、従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則施行の際に平成16年3月31日までに在学する学生への適用については、従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 この学則施行の際に平成17年3月31日までに在学する学生への適用については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
2 この学則施行の際に平成18年3月31日までに在学する学生への適用については、従前の例による。
3 前項にかかわらず、第28条の改正は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
2 この学則施行の際に平成19年3月31日までに在学する学生への適用については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
2 この学則第3条に規定する学生定員は、平成20年度については、次のとおりとする。

学 科	入学定員	総 定 員
経営情報学科	70人	170人
ライフマネジメント学科		
介護福祉専攻	50人	100人
健康・スポーツ専攻	20人	40人

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
2 この学則第3条に規定する学生定員は、平成22年度については、次のとおりとする。

学 科	入学定員	総 定 員
経営情報学科	0人	70人
ライフマネジメント学科		
介護福祉専攻	0人	50人
健康・スポーツ専攻	0人	20人
総合ビジネス学科	90人	90人
介護福祉学科	50人	50人

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
2 この学則施行の際に平成23年3月31日までに在学する学生への適用については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
2 この学則施行の際に平成24年3月31日までに在学する学生への適用については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
2 この学則施行の際に平成25年3月31日までに在学する学生への適用については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
2 この学則施行の際に平成26年3月31日までに在学する学生への適用については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
2 この学則施行の際に平成27年3月31日までに在学する学生への適用については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
2 この学則施行の際に平成28年3月31日までに在学する学生への第18条については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
2 この学則施行の際に平成29年3月31日までに在学する学生への第18条については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
2 この学則施行の際に平成30年3月31日までに在学する学生への第18条については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際に平成31年3月31日までに在学する学生への第18条については、従前の例による。

別表 I (学則第18条関係)

授業科目表 福祉学科

卒業要件

教養科目 12 単位

専門科目 64 単位

計 76 単位

教養科目

授業科目の区分		授業科目名	授業 年次	単位数			卒業要件単位数
				必修	選択 必修	選択	
教 養 科 目	基 礎 教 養	修学基礎Ⅰ	1	1			「英語Ⅰ」又は 「中国語Ⅰ」の いずれかと その他の 必修科目を含む 12 単位以上
		修学基礎Ⅱ	1	1			
		英語Ⅰ	1		1		
		英語Ⅱ	1			1	
		英語Ⅲ	2			1	
		英語Ⅳ	2			1	
		中国語Ⅰ	1		1		
		中国語Ⅱ	1			1	
		中国語Ⅲ	2			1	
		中国語Ⅳ	2			1	
		コンピュータの基礎技術Ⅰ	1	1			
		コンピュータの基礎技術Ⅱ	1	1			
		コンピュータの応用技術	2			1	
		キャリアプランニング	2	1			
		ビジネスマナー	2	1			
	一 般 教 養	福祉工学基礎	1			1	
		地域と文化	1			2	
		アクティビティ・ケア	2			1	
		健康と生涯スポーツ	2			1	
		心理学	2			2	
		日本語表現法	2			2	
	資 格 教 養	介護保険事務士	2			2	卒業要件に含まない
		福祉情報技術	2			1	
		簿記会計	2			1	
		秘書概論	2			2	
		秘書実務	2			2	
		メディカル秘書概論	2			2	
		メディカル秘書実務Ⅰ	2			2	
		メディカル秘書実務Ⅱ	2			2	

別表 I (学則第18条関係)

專門科目

授業科目の区分		授業科目名	授業 年次	単位数			卒業要件単位数
				必修	選択 必修	選択	
共通必修	人間の理解Ⅰ	1	2			38単位	
	人間の理解Ⅱ	1	2				
	社会の理解Ⅰ	1	2				
	社会の理解Ⅱ	1	2				
	介護の基本Ⅰ	1	4				
	介護の基本Ⅱ	1	4				
	介護の基本Ⅲ	2	2				
	介護の基本Ⅳ	2	2				
	コミュニケーション技術Ⅰ	1	1				
	コミュニケーション技術Ⅱ	2	1				
	発達と老化の理解Ⅰ	1	2				
	発達と老化の理解Ⅱ	1	2				
	認知症の理解と介護Ⅰ	1	2				
	認知症の理解と介護Ⅱ	1	2				
	こころとからだのしくみⅠ(医学一般を含む)	1	4				
	こころとからだのしくみⅡ(医学一般を含む)	1	4				
	専門科目	コース 選択	福祉ビジネス概論	2			2
アジア福祉事情			2		2		
ビジネスインターンシップⅠ			1		1		
ビジネスインターンシップⅡ			2		1		
福祉ボランティア			2		1		
福祉経営学			1		2		
福祉と会計			2		2		
生活文化			2		2		
国際福祉比較論			2		2		
社会学			2		2		
社会保障論			2		2		
生活支援技術基礎編Ⅰ			1		1		
生活支援技術基礎編Ⅱ			1		1		
生活支援技術基礎編Ⅲ			2		1		
生活支援技術基礎編Ⅳ			2		1		
生活支援技術障害編Ⅰ			1		2		
生活支援技術障害編Ⅱ			1		1		
生活支援技術障害編Ⅲ			2		1		
介護過程Ⅰ			1		2		
介護過程Ⅱ			2		1		
介護過程Ⅲ			2		1		
介護総合演習Ⅰ			1		1		
介護総合演習Ⅱ			1		1		
介護総合演習Ⅲ			2		1		
介護総合演習Ⅳ			2		1		
介護実習Ⅰ			1		2		
介護実習Ⅱ			2		3		
介護実習Ⅲ			2		1		
介護実習Ⅳ			2		4		
障害の理解Ⅰ			1		2		
障害の理解Ⅱ			2		2		
医療的ケアⅠ			1		1		
医療的ケアⅡ			2		2		
医療的ケアⅢ	2		2				
医療的ケア演習(救急蘇生法を含む)	2		1				
計						76単位以上	